

# 認定こども園と保育所・幼稚園合同保育実施施設に おける保育の質の評価に関する一考察

## A Study of an Evaluation of the Quality of Childcare in Comprehensive Facilities for Early Child Care and Education

増田まゆみ・高辻千恵・石井章仁

(Masuda Mayumi Takatsuji Chie Ishii Akihito)

### Abstract :

The present study tried to develop new criteria for self-evaluation to be used at the comprehensive facilities of child care and preschool education. The criteria were formulated by modifying the existing criteria that were originally developed for the third party evaluation of child care center and the self-evaluation of kindergarten. To develop the criteria, we conducted a questionnaire survey for all facilities participating in the national program for the comprehensive facilities, a visiting survey for 5 facilities among them, and an interview survey with experts in child education and child welfare. These surveys revealed some factors affecting the quality of child care in the comprehensive facilities.

In this paper, we suggested that the evaluation of the quality of the child care in the comprehensive facilities should be based on the appropriate self-evaluation in which the uniqueness and integrity of comprehensive facilities are focused on and the future direction of care and education for preschool children in Japan is taken into account.

**キーワード**：認定こども園、保育の質、評価基準および項目の作成、施設長および保育者による自己評価、自己変容のプロセス

**Key Word** : comprehensive facilities for early child care and education, quality of childcare, creation of evaluation criteria and items, self-evaluation by director and staff, process of change in consciousness

### 1 はじめに

#### 1. 認定こども園設立の経緯

子どもを産み育てることに対して自信をもてない家庭が増え、エンゼルプラン等保育施策を中核に多様な取り組みが推進されてきたにもかかわらず、少子化に歯止めのかからない状況が続いている。専業主婦において就労している母

親よりも子育てに不安感をもつ比率が高いことが指摘（内閣府「国民生活選好度調査」平成9年）され、また児童虐待の激増等子育てをめぐる環境が悪化する中、就労と子育ての両立支援を核とした施策の変換が図られ、次世代育成支援対策の推進が社会の重要課題となった。こうした状況の中で、平成15年、親の就労の有無

ますだまゆみ：人間社会学部人間福祉学科教授

たかつちえ：いわき短期大学幼児教育学科専任講師

いしいあきひと：東京家政大学家政学部児童学科非常勤講師

にかかわらず、次代を担う全ての子どもの育ちと家庭の子育てを支える施設として、また都市部の保育所の待機児解消等のための施設として「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設（仮称）」構想が打ち出され、新聞一面で報道された。

その後、中央教育審議会幼児部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会がもたれ、平成16年12月には審議のまとめが出された。ここでいう「総合施設」とは、規制改革や地方分権等の流れも踏まえ、地域が自主性を持って地域の実情や親の幼児教育・保育のニーズに適切かつ柔軟に対応することができるようにするための新たなサービス提供の枠組みを提示しようとするものである。既存施設からの転換や既存施設がその有する機能を互いに活かしつつ連携することなどを含め、可能な限り柔軟な制度とする方向で検討されてきた。また、教育・保育内容については、「幼稚園教育要領及び保育所保育指針」を踏まえ、子どもの発達段階に応じた共通の時間・内容を確保しつつ、子どもの視点に立ち、個々の子どもの状況に応じたきめ細かな対応に特に留意して、試行事業も含め、引き続き検討していくことが適当であるとされた。

これを受けて平成17年度に全国35カ所でモデル事業がスタートし、平成18年3月、「総合施設（仮称）モデル事業の評価について（最終まとめ）」が出された。さらに同年6月には「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が策定されて、同年8月に「認定こども園」の認定基準に関する国の指針が示された。この指針は文部科学大臣・厚生労働大臣の告示として公布され、各都道府県が作成する認定のための条例に基づき、「認定こども園」として平成18年10月より施行されることとなった。

## 2. 本研究の目的

本研究では、認定こども園等幼保合同保育実施施設（以下、本稿では「認定こども園等」と呼ぶ）における保育・教育の質に対する的確な評価のあり方（評価の方法および具体的な評価内容）について明らかにすることを目的とする。

認定こども園等においては地域の子育て支援など多様な機能を柔軟に実施していくことが求められており、単なる「幼保合同」とどまらず、従来の保育所・幼稚園のいずれとも異なる独自性・総合性をもちうると考えられる。一方で、認定こども園の施行により規制緩和が進み、就学前の保育・教育は今後さらに様々な形態で実施されることになると予測される。

そこで、子どもの最善の利益を第一義にし、子どもの育ちと親の子育て支援に資するものとして、認定こども園等のサービスの質（保育・教育の質）の確保及び向上を図ることは、今後のわが国における就学前保育・教育の方向性を見通す上でも極めて重要と言えよう。その際、保育・教育内容の評価基準の策定や適切な評価の仕組みを整備することは必須であると考えられる。認定こども園等における保育・教育の質と評価に関しては、前述の平成16年「審議のまとめ」および平成18年「総合施設モデル事業の評価について（最終まとめ）」でも、以下のように示されている。

教育・保育活動、運営状況等について、子どもの視点を踏まえながら、定期的な自己点検・評価や第三者評価などを行うとともに、その結果の公表など必要な情報提供を行うことなどが重要である。（平成16年下線は筆者による）

総合施設では、自己評価・外部評価など子どもの視点に立った評価と改善を行い、その結果の公表を通じて教育・保育の質の向上に努めることが望ましい。（平成18年下線は筆者による）

しかしながら、現時点で総合施設独自の保育・教育の質について、何をどのように評価すべきかは未だ明確にされていない。以上をふまえると、今後の認定こども園等幼保合同実施施設での具体的な保育の展開に向けて、評価基準や評価方法等の策定は急務と言えよう。そこで本研究では、認定こども園等評価基準案の作成・実施を通して、これらの検討を試みることにした。

## II 研究の方法

本研究は以下の方法で実施した。

### <予備調査>

評価項目作成にあたり、まず実態を把握するため、平成17年度総合施設モデル事業実施施設（以下モデル施設）を対象に予備的な調査を行った。

#### 予備調査1：全モデル施設へのサービス、保育・教育の内容等に関するアンケート調査

平成17年8月に、上述の平成17年度総合施設モデル事業を実施していた全35施設に対し研究の概要書・調査票等を送付し、1週間以内に回答するよう依頼した。有効回答数は全35施設中18施設（有効回答率51.4%）だった。調査内容は以下の通りである。

- ①開園時間 ②職員数・利用者数 ③理念・目標 ④施設の機能として目指していること ⑤保育の内容について（計画・職員間の話し合い・幼保合同保育の実施状況等） ⑥子育て支援について ⑦職員について（研修・会議）

#### 予備調査2：モデル施設における観察調査および施設長を対象としたヒアリング

全モデル施設の中から、運営形態（幼保連携型・幼稚園型・保育所型）・運営主体（公立・私立）・定員規模・立地条件（都市部・地方）を考慮して、様々なタイプの施設が含まれるよう10施設を調査対象として抽出した。

平成17年9月から10月にかけて、対象施設を2名の調査者が訪問して施設長へのヒアリング調査を実施した。また、あわせて施設内の様子や保育・教育内容の観察を行った。滞在時間は午前中の約2時間30分である。なお、調査にあたっては、質問紙調査の結果をふまえながら、文面では把握しにくい実際の現場に触れ、施設長からの率直な思い・考えを聞き取ることに重点をおいて、以下の項目について確認した。

#### [ヒアリングの内容]

- ①モデル事業実施の理由 ②総合施設としての理念と目標 ③一日の流れ ④保育の計画 ⑤行事について ⑥小学校との連携

- ⑦特別なニーズへの対応 ⑧子育て支援  
⑨職員等

#### [観察の内容]

- ①朝の登園等の保育の状況 ②保育室等保育環境と保育内容 ③食事の状況 ④その他

### <本調査>

#### 本調査1 認定こども園等（仮称 総合施設）の評価基準案の策定

予備調査の結果により示された総合施設モデル事業の現状・課題等をふまえ、保育所・幼稚園で先行実施されている様々な評価基準を参考に項目の試案を作成した。具体的には、認定こども園等の多機能という性格を考慮して、保育所において実施されている第三者評価基準（全国保育士養成協議会、2002・2005）を基盤とし、さらに幼稚園で作成および実施が試みられている自己評価基準（大阪府私立幼稚園連盟、2003；全日本私立幼稚園連合会、2004；群馬県教育委員会、2005；神奈川県私立幼稚園連合会）の項目を参照して、これらの内容を総合施設モデル事業の実態に沿うよう加筆・修正し、全体的に再構成を行った。

#### 本調査2 本調査1で作成した「評価基準案」による評価の試行

##### 1) 全モデル施設における自己評価の試行および評価項目に関する意見の収集

平成18年1月初旬に、全35施設に対して研究計画書及び本調査1で作成した評価基準案（施設による自己評価式）を送付の上、約2週間以内の回答を依頼した。有効回答数は全35施設中32施設（有効回答率91.4%）と、ほぼ全ての施設からの回答が得られた。

施設自己評価用の自己評価案には、「記入の仕方」を示し、各評価基準には必要に応じて用語の定義等を書き加えた。なお、本調査は、施設の評価をすることが目的ではなく、評価基準を策定するための情報収集であるため、各評価基準、項目内容や用語説明、評価のポイントなどについて、改良すべき点、気づいた点などを施設側が記入できるように自由記述欄を設け

た。さらに、「子どもの発達援助」、「子育て支援」、「地域や関係機関との連携」、「運営管理全体を通して」について、各施設の特徴を自由に記述する欄を設けた。

## 2) タイプの異なるモデル施設5園への第二次訪問調査

予備調査2に示した第一次訪問調査を実施した10園の中から、継続調査への協力が得られた5園に対し、平成18年1月末から2月にかけて、各施設を2名の調査者が訪問し、全64評価項目についてのより精緻な検討を行うため、観察と施設長・保育者・給食担当者、子育て支援担当等へのヒアリング調査を実施した。滞在時間は9時～18時までである。

## 本調査3 教育・児童福祉領域の学識経験者への総合施設およびその評価基準に関する見解についてのヒアリング

事前に郵送で作成した評価基準案と質問内容を通達した上で、3月中旬、1時間30分間にわたり幼児教育・児童福祉領域の学識経験者へのヒアリングを行った。調査内容は以下の通りである。

- ①総合施設（認定こども園）における就学前の子どもの保育・教育の質を確保するための基準として、今回作成した評価基準案の各項目が適切であるかどうかについて
- ②幼保一体型の施設における保育内容全般について
- ③保育・教育の質を確保するために、評価をするということについての是非、もしくは評価システムについて

## 本調査4 保育の質の向上を目的とする、自己評価を基盤とした評価システムの構築

本調査1で策定した評価基準案について、本調査2および3の結果を、研究メンバーで総合的に分析・検討することにより、保育に携わる職員一人ひとりの自己評価を基盤にした評価システムの構築の必要性が確認された。これをふまえて、平成18年7月初旬から8月上旬までの期間に以下のことに取り組んだ。

- 1) 自己評価項目（保育者・調理担当者・施設長）の策定と評定方法の検討
- 2) 幼保合同保育実施施設4園における、園内

## 研修と関連づけての自己評価の実施と評価基準項目の検討

### III 研究の結果と考察

#### 予備調査1の結果：全総合施設モデル事業実施施設への質問紙調査による実態分析

施設の主な属性としては、実施形態では、幼保連携型が9施設（50.0%）、幼稚園実施型が5施設（27.8%）、保育所実施型が4施設（22.2%）と、幼保連携型が半数となった。また、施設形態では、私立が14施設（77.8%）、公立が4施設（22.2%）であった。

調査内容③「総合施設の理念や目標としていくこと」については、「子どもの最善の利益」「地域の子育て力」に「非常に良くあてはまる」と回答した施設が過半数となった。また、選択された項目の中で、特に重要としていることは、1番目にあげられたのが「子どもの最善の利益」で13施設（72.2%）、2番目は「地域の子育て力」「幼児教育の機会の拡大」で5施設（27.8%）、3番目は「地域の子育て力」が6施設（33.3%）であった。

調査内容④「総合施設の機能として目指していること」については、「親の就労の有無等で区別しない、保育の機会・幼児教育の機会の提供」に「非常によくあてはまる」と回答した施設が13施設（72.2%）と大半を占めた。その他の項目についても、ほぼ「非常によくあてはまる」「よくあてはまる」という回答であった。また、選択された項目の中で、特に重要としていることは、1番目にあげられたのが「親の就労の有無等で区別しない、保育の機会・幼児教育の機会の提供」であり16施設（88.9%）、2番目は「子育てに関する必要な相談・助言」であり9施設（50.0%）、3番目は「地域の親子が誰でも交流できる場の提供」で7施設（38.9%）であった。

調査内容⑤「保育の内容について」における「0～6歳までの一貫した保育・教育の計画を作っているか」という質問については、「ある」との回答は12施設（66.7%）であった。また、同じく「3歳以上の子どもの保育について幼保合同保育を実施しているか」という質問につ

いては、「実施している」との回答が12施設(66.7%)であり、まだ十分ではない現状であることがうかがえる。

調査内容⑦「職員について」における「幼稚園教諭・保育士の研修」に関する質問で、「幼保合同で実施している」との回答が得られたのは、園内研修では11施設(61.1%)、園外研修では10施設(55.6%)であった。また、同じく「職員会議」に関しては「幼保合同で実施している」と回答した施設は9施設(50.0%)であり、幼保合同での実施は十分ではない状況である。

有効回答数は全モデル施設の約半数であり、実態を完全に把握するにはやや少ない数となった。しかし、回答傾向はほぼ一貫したものであり、理念・目標などの総合施設設立の意義に関わる部分については確固たるものが共有されているが、実際の幼保合同での実施形態等に関しては、まだ模索している状況と考えられる。

予備調査2の結果：タイプの異なる総合施設モデル事業実施施設10施設への第一次訪問・ヒアリング調査

10施設におけるヒアリング・観察の結果を全調査者間で検討し、総合施設としての機能が円滑に実施されていくために重要なこととして以下のことが確認された。

- ①総合施設としての理念が職員全体に行き渡っていること。そのためには規模の適正性と運営者の資質が問われてくること。
- ②理念に基づく一貫した保育・教育の計画があり、それが職員に理解され、日々の保育や職員間の連携などにおいて実際に機能していること。
- ③子どもの発達援助のためには、3歳未満児の保育や長時間保育の更なる充実が求められること。
- ④生活や主体的な活動が充実するための保育環境の保障が求められること。
- ⑤地域に対する積極的な子育て支援をどう展開するかが重要となること。
- ⑥小学校との連携をより積極的にすることが求められること。

これをもとに、以下に示す評価基準案の策定

にあたり、項目の選択や構成を行った。

本調査1の結果：総合施設(仮称)の評価基準(案)の策定

評価基準案の策定にあたり、特に保育・教育内容については「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」をふまえた上で、評価項目の内容や構成および評価方法は保育所の保育サービスについての第三者評価における評価基準を基盤とした。

保育所における第三者評価は、平成14年に始まった。社会福祉法第78条に基づいて実施される保育所第三者評価は、保育所保育の独自性を尊重して三つの視点(①福祉サービスの内容が向上するように誘導する②評価結果が利用者にわかりやすい③行政監査と重複する項目は省くなど、特に運営管理に関する項目は簡素化する)で評価基準項目が検討され、平成12年、13年の試行事業による変遷を経て、52評価基準項目と全体構成が成立したものである。

その後、平成16年に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」が厚生労働省雇用均等・児童家庭局等3局長通知により出され、高齢・障害・児童福祉施設共通のガイドラインとして55評価基準項目が示された。さらに翌年、保育所の独自性を尊重して、共通の55評価項目保育所版と34評価基準項目が別添として示され、現在に至っている。

こうした経緯から、この保育所第三者評価の項目は保育の質を適切に評価しうるものとして信頼に値すると言えるだろう。ただし、認定こども園等では、保育時間や登園日数の異なる子どもが混在するとともに、保護者の支援ニーズも多様化することが予測され、既存の保育所第三者評価基準をそのまま適用することは当然ながら不適切である。これまでの施設の枠を超えた認定こども園の機能・役割に即した評価基準ガイドラインを示すことにより、総合施設ならではの課題やメリットなど独自の側面も含めて教育・保育内容が適切に評価・点検されることが可能となるものでなければならない。

一方、幼稚園においては、第三者評価への取り組みはスタートしていないが、平成18年3月「義務教育学校における学校評価ガイドライン」

が出されており、地域によっては先行的に幼稚園の自己評価と公表に積極的に取り組んでいるところも見られる。そこで、こうした幼稚園における既存の自己評価項目も取り入れて、これまでの実態調査で得た結果を参考に、認定こども園等の評価基準を検討した。

その際、まず大切にしたことは、「子どもの最善の利益」という視点で、従来の幼保の枠を越えて、就学前の子どもの保育・教育に共通する必須の事項で構成することである。特に、現在、幼稚園教育において重点的に検討されている「協同的学び」や「小学校との接続」等についても考慮した。こうした共通の基本的事項を基盤に、認定こども園等特有の課題、特に現在、幼保二元体制の中で実施する保育であることから生じる様々な課題に関わる評価基準の設定や、認定こども園においては必須の機能となった子育て支援についても検討を重ねた。

その結果、本研究の評価基準項目（案）は、表1のような構成で全64項目とした。

本調査2の結果：「評価基準案」による評価の試行

### 1) 全総合施設モデル施設への自己評価及び項目に対する意見の収集

#### (1) 自己評価結果

評価は前述した保育所における第三者評価基準に準じて、abcの3段階で行った（aを最も高い評価、cを最も低い評価とする）。大まかな傾向として、bcという評価が比較的多かった項目は、表2で示すように研修、計画（幼保連携しての計画、個々に配慮した計画）、健康・食事・事故防止等のマニュアル、プライバシー保護に関する規程、自発的な活動のための保育環境、長時間保育や子育て支援等であった。これらは、幼保合同あるいは一体での保育実践を積み重ねている園、スタートしたばかりの園、さらに施設の価値観の相違等も影響していることが推察され、園の自己評価結果をどのように評価基準策定に生かしていくか検討することとした。

#### (2) 自由記述について

自由記述には、総合施設モデル事業施設として、さまざまな課題、難しさを抱えて取り組ん

でいる思いと、評価そのものへの不安や提言も記述されていた。

「i子どもの発達援助」、「ii子育て支援」、「iii地域や関係機関との連携」、「iv営管理」、「v全体を通して」という区分での自由記述の概要は、以下に示す通りである。

#### i) 子どもの発達援助

幼稚園型の総合施設の場合、自園での給食や0歳児の受け入れなどについては今年度が初めてのため、細部までの配慮は難しい状況とする施設が複数見られた。また、食事や生活習慣についての家庭との連携に関しては、項目の内容が実態にそぐわない場合もあることが指摘された。

施設で長時間・長期間過ごす子どもを念頭においた項目がいくつかあるが、遊ぶ場所や相手がいない今の地域環境を考えると、短時間の子どもや長期休業中の子どもなど、従来の幼稚園型の子どもに対する配慮も必要であるという意見があげられた。

#### ii) 子育て支援

一時保育の難しさについての意見が多かった。人件費や勤務体制など運営上の問題に加えて、在園児との混合保育を行っている場合に保育内容をどのように組み立てるかについても苦労している様子が窺われた。

#### iii) 地域や関係機関との連携

それぞれの地域の特徴にあわせて近隣の人々や関係機関との交流・連携を図っているが、一方で小学校との連携については難しい現状が報告された。

#### iv) 運営管理

マニュアルの作成については取り組み中もしくは今後の課題とする回答が複数見られた。また、運営については、総合施設の基本方針が未だ見えにくいことから、何をどのようにすればよいか不明確な中でモデル事業を実施しなくてはならない難しさがあることが、複数の回答から見受けられた。

#### v) 全体を通して

選択式なので時間がかからない、分かりやすい、今回の項目を今後の保育の参考にしたいという肯定的な意見があった一方で、回答しにく

いという意見もあった。回答しにくい理由としては、判断の基準が極端すぎる、幼稚園と保育所で判断が異なる場合があるという総合施設としての難しさがあったようである。また、項目

の解釈に対する疑問もあった。

幼稚園型の総合施設では食事・低年齢児保育について現状では課題が多いことが窺われる一方、幼保連携型の総合施設では幼保の交流、職

表1 評価項目 全体構成 (案)

I.	子どもの発達援助	28項目
I-1	子どもの発達援助の基本	8項目
I-2	健康管理・食事	7項目
I-3	保育環境	3項目
I-4	保育内容	10項目
II.	子育て支援	7項目
III.	地域や関係機関との連携	7項目
IV.	運営管理	22項目
IV-1	理念・基本方針	12項目
IV-2	組織の運営管理	5項目
IV-3	安全・事故防止	5項目

表2 自己評価の集計 (b・c評価の多かった項目)

	項 目	a	b	c	NA
[3]	保育課程が保育所・幼稚園の連携のもとに作成されている。	21	8	2	1
[6]	一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。	20	10	0	2
[9]	登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の発育・発達状況、健康状態に応じて実施している。	16	18	0	0
[11]	感染症発症時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	21	11	1	0
[12]	子どもの喫食状況などに配慮して、献立の作成・調理の工夫をしている。	21	11	0	0
[14]	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	20	13	0	0
[18]	子どもが自発的に活動できる環境が構成されている。	15	18	0	0
[25]	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	18	15	0	0
[28]	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	19	13	0	1
[38]	育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。	16	16	0	0
[47]	総合施設としての職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	15	14	2	0
[48]	幼保の職員が合同で研修をする機会が十分にある。	12	18	2	0
[49]	職員一人一人に対して組織としての適切な教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	12	16	3	0
[50]	定期的に一人一人の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	17	11	2	0
[51]	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	16	7	9	0
[62]	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	20	11	1	0

員の会議への参加など、連携の体制が十分にとりにくい状況が報告された。

総合施設としての運営および保育・教育の取り組みについては、この1年をふりかえり、機能を充実させていくためには様々な課題が多く存在するものの、そのことでより就学前の子どもにふさわしい保育について探求すべきことや保育者の資質向上の重要性を実感できたという、保育者の思いが記されていた。一方、総合施設の基本方針の明確化を望む声や今後制度がどのようになっていくのかという不安の声など、行政側への要望・意見も複数寄せられた。特に、子育て支援や障害児保育の充実のために専門家による援助やそれを支えるための財政的な支援の必要性を訴える意見が数多く見られた。

## 2) タイプの異なる総合施設モデル事業実施園 5施設への第二次訪問調査の結果

5施設の調査結果についてⅠ子どもの発達援助、Ⅱ子育て支援、Ⅲ地域や関係機関との連携、Ⅳ運営管理の特徴と課題に区分して整理した結果(表3)、次の点が明らかになった。

- ①総合施設の理念は明文化されているものの、保育所と幼稚園のベースの違いから、0歳から就学前までの一貫性のある保育課程(教育課程・保育計画)として編成することや、指導計画にどう接続させていくか模索している園が多い。
- ②保育所と幼稚園の担当職員とは、職員室が別々に設置されている等、話し合いや研修が合同で行われず、職員の連携と教育・研修体制が不十分である。
- ③乳児等低年齢児への配慮、健康管理や食育指導、感染症対策は園による差が大きい。
- ④表現活動や集団での活動は、幼児教育に対する多様な考え方が存在し、保育環境や保育者の援助・指導への配慮が不十分な園が見られる。
- ⑤多くの園で、障害児保育や一時保育、また地域における子育て支援に対する具体的な取り組みが十分であるとはいえない。

本調査3の結果：幼児教育・児童福祉の学識経験者へのヒアリング

ヒアリングによる有識者からの提言の概要は以下の通りであった。

- 1) 保育・教育の融合という観点から一貫性をどう作っていくかについて
  - ①0、1、2歳児の保育と3歳児から小学校就学前までの保育内容の課題を分けて考える。特に 小学校との接続、3歳未満児と3歳児との接続における教育を検討する。
  - ②保育期間の違い、幼稚園児、保育所児にかかわらず、一貫した保育・教育をどう実施していくかが課題である。
  - ③保育・教育の融合と一貫性を作っていくために、組織全体として研修により保育者の資質向上を図る。

## 2) 総合施設と評価の項目について

- ①「食生活の環境と整備」「生活の場＝教育の場という循環性」「子育て支援」「地域や関係機関との連携」「守秘義務」「質の向上」「安全・事故防止」「感染症対策」が特に重要な項目として指摘された。
- ②外部評価についての指摘として、評価する側・評価を受ける側の相互のやりとりを尊重したより適切な評価システムのあり方について提言があった。

## 本調査4：自己評価を基盤とした評価システムの構築

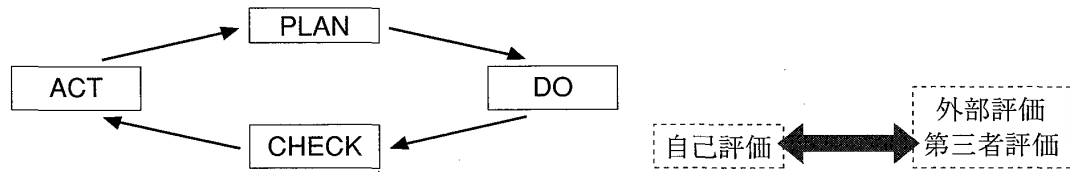
### 1) 自己評価項目(保育者・調理担当者・施設長)の策定と評定方法の検討

保育は、子どもの実態把握に始まり、計画・実践・省察、評価の繰り返しであり、このプロセスを通して保育の改善が図られ、質が高まっていくことに繋がる。保育は、子どもと保育者、保護者等保育に関わる者の相互作用を通して創造していく営みである。一人ひとりの職員の力量・資質が問われ、その職員の力が結集することにより、組織としての質が高まると考えられる。

認定こども園等の保育の質の確保・向上においても、職員一人ひとりが、自らの保育を振り返り、よりよい方向に向けて自己変容していくことは非常に重要であると考えられる。これまでの一連の調査結果を検討する際にも、調査協力者および調査メンバー双方においてこのこと



図1 保育の質の向上・組織力の強化のためのPDCAサイクル



はしばしば指摘されてきた。そこで平成18年度は、これまで策定した64評価基準について再考し、評価基準項目を保育者用、給食担当者用、施設長用に分けて策定し、自己評価を基盤にした評価システムを構築することを試みた。

評価基準項目およびシステムの再考に伴い、それまでの3段階評価(abc)または2段階評価(ac)から、4(そう思う)3(どちらかといえばそう思う)2(どちらかといえばそう思わない)1(そう思わない)NA(該当しない)の4段階に変更した。また、1年間を3期に分けて年間3回自己評価をすることとした。これは、自分自身の保育のよさと課題をより明確化し、自己変容を図っていくことを目的としたためである。

## 2) 幼保合同保育実施施設4施設における、園内研修と関連づけた自己評価の試行と評価基準項目の検討

自己評価は、一人ひとりが自己の保育を振り返り、自分自身で評価するものであるが、その際組織人としての意識をもつことも大切である。そのため、園内研修と関連づけて、自らの、グループの、クラスの、また園全体の保育を評価し、改善に繋げることが可能な評価システム構築が必要であると考えた。そこで幼保合同保育を実施している4施設の協力を得て、本研究の目的や評価項目の意味等を説明した上で、筆者らが保育の状況をビデオ撮影した映像を視聴しながら、保育を振り返り、話し合い、その後各項目を評価するという方法を試みた。

この4施設は、公立2施設(都市部・地方)、私立2施設(人口急増地域・近郊)で、いずれも子どもを第一義にした保育、また家庭支援を大切にしており、保育の質の高い施設であることから協力を依頼したものである。保育者回答者総数は68名であった。

## (1) 4施設への自己評価及び項目に対する意見の収集(保育者用)

### ① 自己評価結果

大まかな傾向として、4(そう思う)3(どちらかといえばそう思う)という高い評定に偏っていた。3、4回答の合計が70%を越えている項目が、細項目も合算して176項目の内117項目であった。さらに、3、4回答の合計が85%を越えている項目(例えば、環境構成と子どもの活動・保育者の援助～遊びや生活を通して)が、60項目であった。

一方、3、4回答の合計が50%未満の項目が、細項目も合算して176項目の内21項目(例えば、戸外での食事など、さまざまな食事スタイル・乳児保育関連・障害児保育関連・一時保育関連・民生、児童委員などとの連携・子どもの権利擁護に関する研修・保護者からの苦情への対応等)であった。また、該当せずと回答したのが20%を越えていた項目は、44項目(例えば、仲間や集団での協同遊び、当番活動・乳児保育関連・障害児保育関連・育児相談・事故や災害、不審者侵入の対応のためのマニュアル等)であった。

### ② 自由記述について

自由記述(表3)には、幼保合同保育等実施施設として、さまざまな課題、難しさを抱えて取り組んでいる思いと、評価そのものへの疑問や提言も記述されていた。

## (2) 検討結果

以上の調査結果から、保育者が評価項目の意味を理解しやすいように、「マニュアル」・「ケース会議」等保育者が違和感や拒否感をもつ用語は可能な限り避けるなど、自己評価と保育の改善への動機付けとなるように、加筆・修正・削除等を行い、保育者用評価項目案が策定された。(表4)

また、研究対象施設の保育の質が高いことが

表3 保育者自由記述

No	記述
6	マニュアルという記述ではなく、体系化されているか？を問うものだと答えやすい
16	ウ 「質問」に限らず「要望」も入れた方がよい
16	オ 駄々こねも大切な表現ととらえるならば“表現する力の不十分”と言うのはどうか？
17	自分が担当している年齢の保育中の事なのか？ コーナー保育で他の学年の子と自分が少し関わった時のことなのか？の判断が難しかったです。（0、1歳担当しています）
20	ケースという言葉は幼稚園ではあまりなじみがない
24	長時間のすごし方、環境は個々ではなく園全体の課題と思う。（障害児保育についても）
28	受け取り方が様々なので「わかりやすく」の基準がむづかしいと思う。
37	「理解している」という項はわかっていればよいという事でしょうか。
62	苦情等に対し速時対応は園長指示でなされているが、「体制整備されているか」となると難しい。自己評価をしているのか、園評価をしているのか混同してしまう点がありました。「そう思う」と「まだまだできる」という思いがあり、戸惑った面もありました。自分としては、まだまだやれる（向上できるはず）という思いと、園としてはそう思う…というような…。

表4 保育者用自己評価項目案

I. 子どもの発達援助	
I-1 子どもの保育環境と生活	
(1) 室内・戸外の環境	
1	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
	ア 子どもが心地よく過ごすことができるように採光に配慮している。
	イ 通風、換気に配慮している。
	ウ 各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。
	エ 設備の管理や清掃を十分に行い、屋内・外とも清潔に保っている。
	オ 手洗い場、トイレは、子どもが利用しやすいように工夫し、安全に配慮している。
	カ 屋外の砂場や遊具・玩具などの衛生面に配慮している。
	キ 子どもの安全確保のために施設整備・遊具を定期的に点検している。
	ク 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。
2	生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。
	ア 子どもが不安になった時などにいつでも応じられるようにしている。
	イ 明るく落ち着いていて生活しやすい保育室となるよう配慮している。
	ウ 音楽や保育者の声が不必要に大きくならないよう配慮している。
	エ 自然物を取り入れるなど、季節にあわせた保育環境を工夫している。
	オ 庭など屋外での活動の場を確保している。
	カ 一人一人の子どもの気持ちに応じてくつろいで落ち着ける場所を用意している。
	キ 登降園時間の違いなど、個々の生活背景に十分配慮している。
	ク 休息したい（眠くなった）時に安心して休息する（眠る）ことができる場所を確保している。
(2) 生活—食事	
3	食事を楽しむための工夫をしている。
	ア 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。
	イ 子どもが食べ物に関心を持つよう工夫している。
	ウ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
	エ 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。

3	オ	子どもが落ち着いて食事を楽しめるように保育者が工夫して援助している。
	カ	時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫をしている。
	キ	子どもが育てた野菜などを料理して食べる機会を設けている。
	ク	子どもが食事の準備や後片づけなどに参加できるよう配慮している。
	ケ	食事内容が幼・保等で異なる場合*1に子どもへの対応に配慮している。
4	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	
	ア	その日の喫食状況（哺乳も含む）を保護者に伝えている。
	イ	様々な機会に発育期にある子どもの食事の重要性を保護者に伝えている。
(3) 生活—排泄・着脱・休息		
5	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子どもの状況に応じて対応している。	
	ア	トイレに行くことをせかしたり、強制したりせず、一人一人のリズムに合わせるようにしている。
	イ	おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
	ウ	衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。
	エ	子どもが自分で着脱しやすいうように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫している。
	オ	休息時には、子守唄を歌ったり、背中を軽くたたくなど、安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。
	カ	休憩時間以外でも、一人一人の状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませるようにしている。
	キ	休憩時間に、眠くない子どもへの配慮をしている。
(4) 生活—健康管理		
6	登園時や保育中の子どもの健康管理は、職員間での共通理解に基づき、子ども一人一人の発育・発達状況、健康状態に応じて実施している。	
7	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	
8	感染症に関して職員間で共通理解しており、発症時には保護者や子どもに適切な対応をしている。	
9	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、家庭や医師と連携をしながら、その子どもに適切な対応を行っている。	
I—2 保育のプロセスと保育者の役割		
(1) 保育の計画		
10	保育課程（教育課程・保育計画）に基づいて指導計画を作成している。	
11	一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。	
12	子どもの実態に即して指導計画の評価・見直しを定期的に行ない、その結果を次の指導計画に生かしている。	
(2) 環境構成と子どもの活動		
13	子どもが自発的に活動できる環境を構成している。	
	ア	子どもの発達段階に即した玩具や遊具などを用意している。
	イ	子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫している。
	ウ	好きな遊びが継続して取り組める場（コーナー）を用意している。
	エ	大型遊具などを使って屋内でも十分に身体を動かしたり友達と一緒に遊んだりする場を用意している。
	オ	子どもが自由に遊べる時間を確保している。
	カ	子どもの主体性を尊重し、生活に変化と潤いを与えるような行事になるように配慮している。
14	身近な自然や社会とかかわれるような取り組みをしている。	
	ア	子どもが身近な動植物等に関わりを持つ機会をつくっている。
	イ	子どもが身近な動植物等との関わりを通して生命を尊重する心を育てようとしている。
	ウ	身近な生活や友達との遊びの中で、数量や文字、図形などに関心を持つ工夫をしている。
	エ	季節感のある素材や自然事象を保育に活用している。
	オ	季節や時期ごとの行事を保育に取り入れている。
	カ	散歩や行事などで、地域の人たちや施設等に触れる機会をつくっている。
15	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮している。	
	ア	身近なものに直接触れて、驚いたり不思議に思う等、感動する経験が広がるように配慮している。

15	イ	子どもが自由に歌ったり、踊ったり、イメージしたものになりきったりできるよう援助している。
	ウ	子どもがさまざまな音楽に触れ、興味や関心に応じて自分で音をつくりだしたり、楽器を楽しむことができるよう配慮している。
	エ	子どもが自分で考えたり、イメージしたりしたものを思い思いに作って楽しめるよう配慮している。
	オ	子どもの表現したものを保育に生かしたり、生活に取り入れたり、大切に扱うようにしている。
	カ	子どものイメージを動きや言葉などで表現したり、演じたりすることを楽しむことができるよう配慮している。
	キ	絵本の読みきかせや紙芝居などを積極的に取り入れて、想像力や言葉に対する感覚を育てるようにしている。
	ク	表現しようとする気持ちを大切に、特定の技能の習得に偏らないように配慮している。
(3) 保育者の援助		
16	子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。	
	ア	子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話すようにしている。
	イ	「早くしなさい」とせかす言葉や「ダメ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにしている。
	ウ	子どもの要望や質問に対して、できるだけその場で対応するようにしている。
	エ	「できない」「やって」などと言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。
	オ	自分を言葉で表現できなかつたり、「いや」などと駄々をこねたりする子どもの気持ちをくみとろうとしている。
	カ	泣いたり不安になったりしている子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりするようにしている。
17	遊びや生活を通して、子ども相互の関係が育つよう配慮している。	
	ア	子ども同士が互いのよさを認め、よりよい関係を作れるよう配慮している。
	イ	子どもが他の子どもの気持ちに気づき、時には自分の要求を抑えるような援助を行なっている。
	ウ	子ども同士の主張がぶつかりあう場面では、危険のないように注意しながら、子ども同士で解決するように援助している。
	エ	順番を守るなど、きまりの大切さに気づき、守ろうとするように援助している。
	オ	仲間や集団での協同遊びをとおして、自信を持って自分の役割を果たせるように配慮している。
	カ	当番活動など園での生活に積極的に関わる体験ができるように配慮している。
	ク	異年齢の子どもが互いに触れ合い、関心を持つように援助している。
ク	行事の実施にあたっては、年齢や発達、保育時間の違い等に留意し、子ども相互の関係が育つようにしている。	
(4) 記録・評価		
18	一人一人の子どもの生活状況や発達状況についての記録をとっている。	
19	子ども理解のために、記録をもとに関係する職員間で話し合い、指導計画の作成に生かしている。	
20	一人一人の子どもの記録に基づいて、適切な関わりを検討する会議に積極的に参加している。	
21	子どもの個人記録などは、個人情報保護法や守秘義務に基づいて管理している。	
(5) 乳児保育		
22	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮している。	
	ア	授乳は、子どもが欲しがるときに、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。
	イ	離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人一人の子どもの状況に配慮して行っている。
	ウ	おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。
	エ	一人一人の生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように、静かな空間を確保している。
	オ	子どもの発達段階に即した玩具や遊具などを用意している。
	カ	外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。
キ	喃語には、ゆったりとやさしく応えている。	

22	ク	顔を見合ってあやしたり、乳児とのやり取りや触れ合い遊びを行っている。
	ケ	たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。
	コ	SIDSに関する必要な知識を理解している。
	サ	寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。
	シ	子どもとの継続的な関わりが保てるよう配慮している。
(6) 障害児保育・長時間保育		
23	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮している。	
	ア	一人一人の障害児の特性に配慮した計画を立てている。
	イ	障害児について保育者間で定期的に話し合い、積極的に関わっている。
	ウ	障害児に関する情報を保護者に伝え、連携を図っている。
	エ	障害のない子どもの障害児への関わりに対して配慮している。
	オ	就学に関して、保護者・小学校・教育委員会等との連携を積極的に図っている。
	カ	障害児保育に関する研修を受け、保育に生かしている。
	キ	医療機関や専門機関と連携し、必要に応じて助言を受けている。
24	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮している。	
	ア	家庭的な雰囲気となるよう配慮している。
	イ	畳やじゅうたん、ソファなど寝転んだり、くつろいだりできる環境、個人個人で遊ぶことができる遊具などを用意している。
	ウ	一人一人の子どもの要求に応じて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。
	エ	異年齢の子ども同士で遊べるように配慮している。
	オ	子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っている。
	カ	保護者との連携を密にして、子どもの生活リズムに配慮している。
II. 子育て支援		
II-1 保護者のニーズに応ずる支援（在園児）		
25	入園時や年度当初には、保護者との連携の大切さに配慮して取り組んでいる。	
26	子どもの発達や育児などについて保護者との共通理解を得るため、一人一人の保護者と情報交換を積極的に行っている。	
	ア	登降園時など保護者と日常的に情報交換を行っている。
	イ	連絡帳などを利用して保護者との情報交換を積極的に行っている。
	ウ	懇談会などで保護者に対して、園での状況を話し合うなど保護者の理解が得られるようにしている。
エ	個人面談など、保護者と個別に話し合い、理解を深めるようにしている。	
27	保護者の就労状況などに配慮して、行事や保育参加などを工夫して行っている。	
28	保護者からの要求、対応などについて、職員間で共通理解を図るように務めている。	
29	日々の子どもの状況に気を配り、虐待の早期発見に努めている。	
30	虐待が疑われる子どもについて、得られた情報をすみやかに施設長に報告するための体制を理解している。	
31	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う園の体制を理解している。	
II-2 地域の子育て支援		
32	一時保育は、一人一人の子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	
	ア	一人一人の子どもの日々の状態を把握している。
	イ	一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。
	ウ	保護者とのコミュニケーションを十分にとっている。
	エ	保護者からの相談には必要に応じて行っている。
33	育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。	
II-3 地域や関係機関との連携		
34	民生・児童委員や自治会等の地域団体との連携の重要性を理解している。	
35	地域の協力や理解を得て行事などを実施する重要性を理解している。	

36	園としての役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを共有している。
37	子どもの健康状況について、医療機関等と相談や連携ができる体制になっていることを理解している。
38	育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっていることを理解している。
39	小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会や職員間の話し合い、研修などの機会に積極的に参加している。
40	中高生などの保育体験を受け入れるにあたり、受け入れの意義や方針を理解し、積極的に協力している。
41	実習生を受け入れるにあたっては、受け入れの意義や方針を理解し、積極的に協力している。
42	ボランティアを受け入れるにあたっては、受け入れの意義や方針を理解し、積極的に協力している。
Ⅲ. 運営管理	
Ⅲ-1 組織のあり方 (運営管理)	
43	園の理念や基本方針を理解している。
44	保育の内容について、定期的に自己評価し改善に努めている。
45	園としての自己評価・自己点検に積極的に参加している。
46	情報提供に当たって、わかりやすく伝える工夫や配慮を行っている。
	ア 園だより、クラスだより等を工夫して作成している。
	イ 園の掲示等による保護者への情報提供について、わかりやすく伝える工夫をしている。
47	保育課程 (教育課程・保育計画) の作成にあたっては、積極的に関わっている。
Ⅲ-2 研修	
48	園の内外の研修に積極的に参加している
49	研修結果をまとめ、分かりやすく報告している。
50	研修の結果を保育に生かしている。
Ⅲ-3 人権	
51	利用者のプライバシー保護に関する規程等が整備されていることを理解している。
52	子どもの人権に十分配慮するとともに、互いの違いを認め、尊重する心を育てるよう配慮している。
	ア 子どもが、自分の意見を言うことができるよう配慮している。
	イ 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。
	ウ 一人一人の子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てるよう努めている。
	エ 子どもの人権や文化の違い、互いに尊重する心について、保護者にも理解してもらうような取り組みを行っている。
オ 子どもの権利擁護に関する研修等に積極的に参加している。	
53	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。
	ア 子どもの遊び方や態度について、性差への先入観による固定的な対応をしないよう配慮している。
	イ 子どもの服装や持ち物などについて、性差への先入観による固定的な対応をしないよう配慮している。
	ウ 育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な対応をしないよう配慮している。
	エ 職業について、性差への先入観による固定的な対応をしないよう配慮している。
Ⅲ-4 安全・事故防止	
54	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法について理解している。
55	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。
56	事故や災害に適切に対応できるマニュアルを理解し適切に対応できるよう努めている。
57	不審者の侵入に対応できるマニュアルを理解し適切に対応できるよう努めている。
Ⅲ-5 保護者への対応	
58	保護者からの苦情や意見に対して、迅速に対応している。

背景にあるとはいえ、4段階の自己評価では分布の偏りが見られたことから、4段階評価から6段階評価とし、選択肢の表現も変更した（1全くあてはまらない 2あまりあてはまらない 3どちらかといえばあてはまらない 4どちらかといえばあてはまる 5よくあてはまる 6かなりあてはまる 該当なし）。これにより自らの保育を丁寧に読み取り、改善に向けて具体的取り組みが可能になると推測される。

#### IV 今後の課題と展望

本稿では、施設長用評価・給食担当者用評価については触れていないが、再考した評価基準での35のモデル事業施設への調査と前述の4施設の園内研修と関連づけた継続研究がなされている（一連の流れを図2に示す）。施設長の評価項目は、保育者・給食担当者とはほぼ同じ内容のものである。さらに、自己評価を基盤にした評価基準ガイドラインの策定のために、海外ですでに実施されている評価システムについて、その現状や課題を把握した上で、就学前の保育・教育の基本と認定こども園の独自性が公正、かつ適正に評価可能なシステム（図3）を

提言していきたい。

認定こども園については、保護者の就労の有無にかかわらず、全ての就学前の子どもに適切な保育・教育の機会を提供するとともに、在宅を含め地域の子育て家庭に対し、必要な相談・支援を行うこと、子育て支援が必須の機能として位置付けられている。既存の施設の枠を超えた認定こども園の機能・役割を踏まえた評価基準ガイドラインを示すことにより、保育・教育内容が適切に評価・点検され、保育・教育内容の質の確保及び向上に資することに繋がる。このことは、子育て・子育て状況が大きく変容する中で、今後の我が国の就学前の子どもへの保育・教育の基本を再構築するための基礎研究になりうるだろう。

（本論文は、平成17・18年度厚生労働科学研究「就学前の保育・教育を一体とした総合施設のサービスの質に関する研究」～主任研究者 増田まゆみ 分担研究者 石井哲夫 柴崎正行 研究協力者 森上史朗・田中正子・高辻千恵・石井章仁・富田真紀子・渡辺英則～を基盤にしたものである。）

図3 評価システム 自己評価を基盤にした外部評価

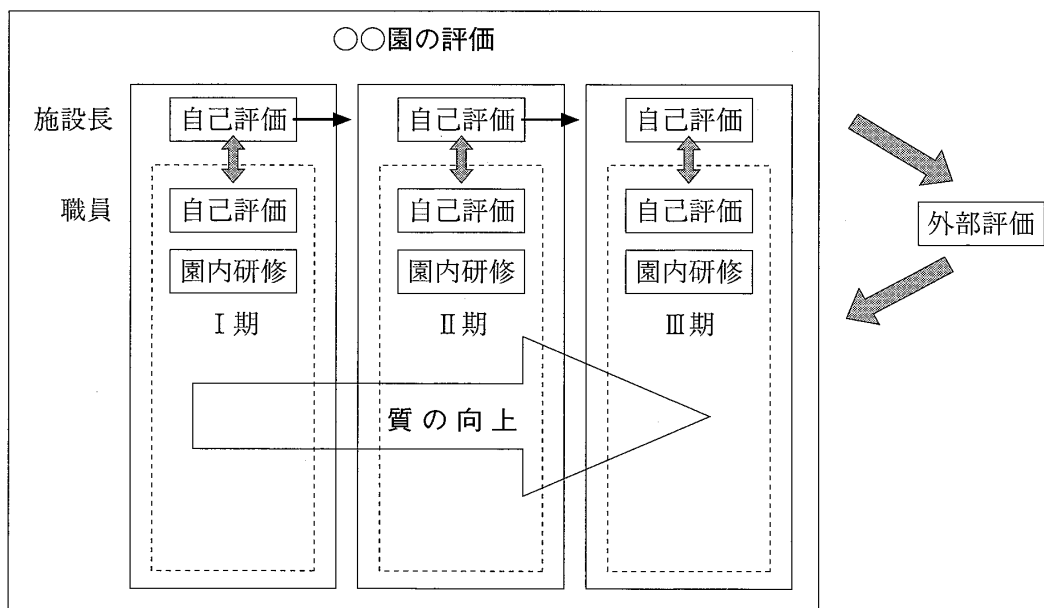
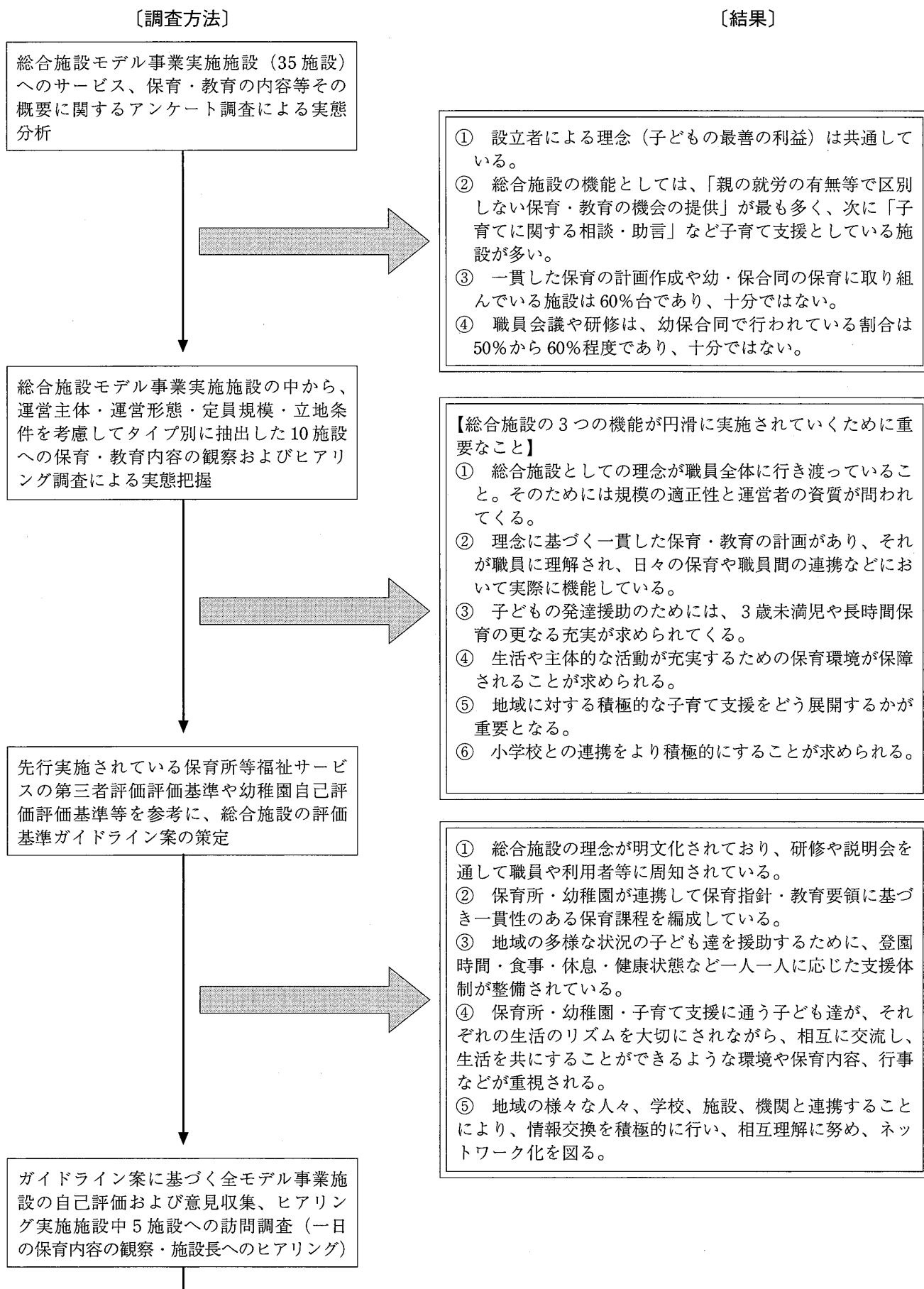
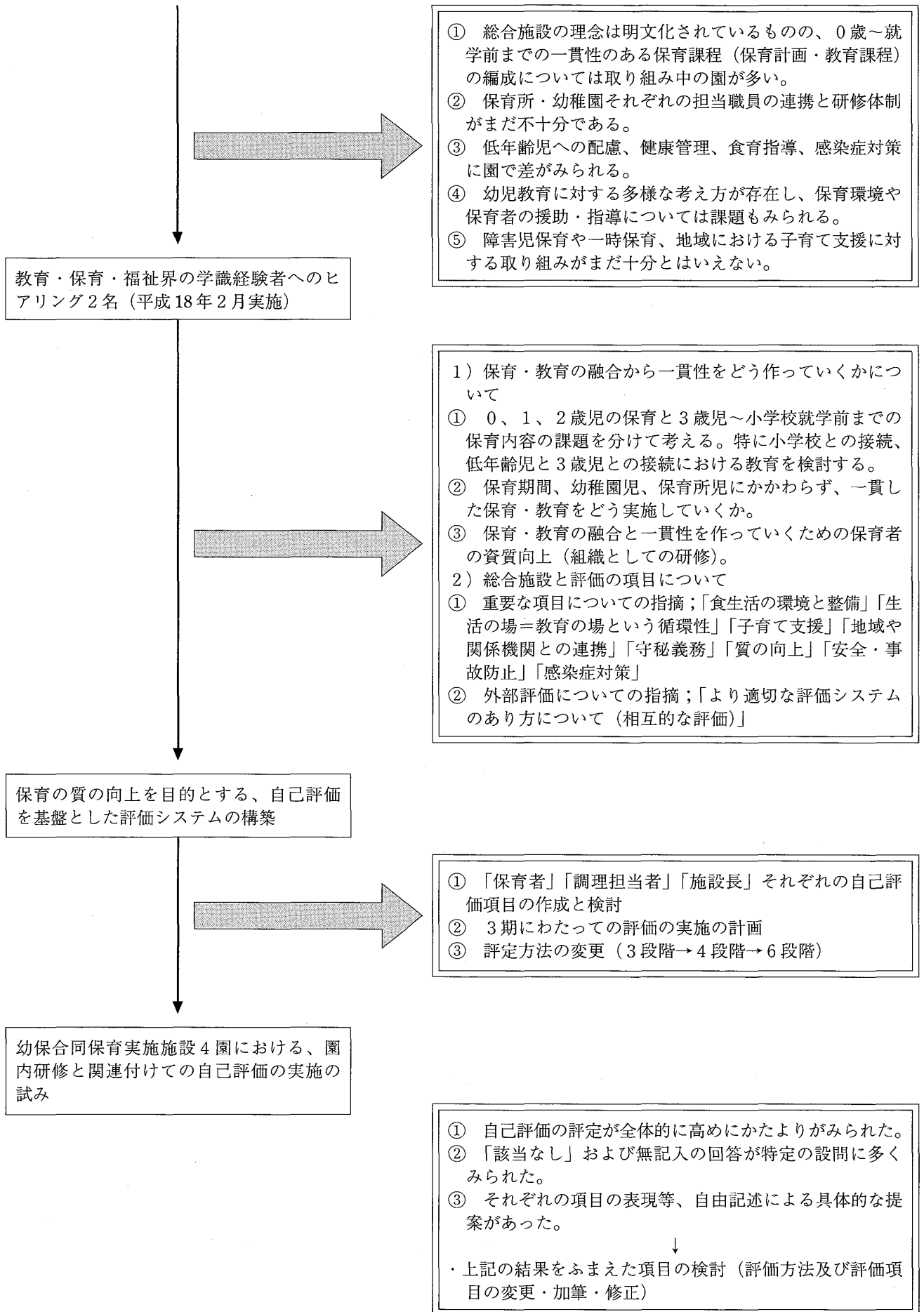


図2 本研究における調査の流れと結果の概略







## 参考文献

- ①増田まゆみ他 就学前の保育・教育を一体とした総合施設のサービスの質に関する研究 平成18年 厚生労働科学研究費補助金 子ども家庭総合研究事業
- ②増田まゆみ 見えてきた幼保連携の課題～合同保育の研究から 平成17年 発達104 ミネルヴァ書房
- ③窪田真二・木岡一明 学校評価のしくみをどう創るか 平成16年 学陽書房
- ④群馬県教育委員会 群馬県「学校評価システム」(幼稚園) 平成17年
- ⑤神奈川県私立幼稚園連合会研究部編 チェックリスト(園長用) 試案 平成16年
- ⑥全日本私立幼稚園連合会 自己評価・自己点検等検討プロジェクト 自己点検表 教職員編 平成16年
- ⑦大阪府私立幼稚園連盟 教育研究所ワーキンググループ 自己点検・自己評価チェックリスト 教職員向け/設置者・園長向け 平成15年
- ⑧全国保育士養成協議会 児童福祉施設福祉サービス第三者評価機関(HYK) 平成14年度・17年度保育所版評価基準